

都道府県・ 政令指定都市名	40 福岡県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	15 人 (専任 15 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福岡県男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和53年6月23日 根拠: 福岡県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	福岡県男女共同参画審議会□
設 置 年 月 日	平成14年1月31日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
名 称	第4次福岡県男女共同参画計画□
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日□
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福岡県男女共同参画推進条例□
	公 布 日	平成13年10月19日
	施 行 日	平成13年10月19日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		令和元年度まで42%				
目標値		本県総合戦略のKPIIに合わせて令和元年4月1日時点までに目標を達成し、それを維持することとしている。				
根拠		第4次福岡県男女共同参画計画、審議会等委員への女性の登用推進実施要領(平成28年4月1日)				
目標設定の対象である審議会等の範囲		附属機関及び要綱等に基づき設置された協議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(94)	うち女性委員を含む審議会等数(94)	
		延総委員等数(1,305)		延女性委員等数(552)	女性比率(42.3)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(87)	うち女性委員を含む審議会等数(85)	
		延総委員等数(1,739)		延女性委員等数(631)	女性比率(36.3)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(41)	うち女性委員を含む審議会等数(39)	
		延総委員等数(1,075)		延女性委員等数(356)	女性比率(33.1)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(6)	
		延総委員等数(89)		延女性委員等数(19)	女性比率(21.3)	
目標値以外の目標設定						
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年	月現在)	
	その他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1			
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1			
		その他	(審議会等委員への女性の登用推進実施要領に登用推進員の設置)			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女性管理職の内訳								
		(人) (A)=(C)+E+G	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D)+F+H	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	390	51	13.1	23	0	0.0	112	6	5.4	255	45	17.6
	うち一般行政職	308	46	14.9	23	0	0.0	50	5	10.0	235	41	17.4
支庁・地方事務所等	計	358	51	14.2	5	1	20.0	58	1	1.7	295	49	16.6
	うち一般行政職	246	39	15.9	4	1	25.0	21	1	4.8	221	37	16.7
全体	計	748	102	13.6	28	1	3.6	170	7	4.1	550	94	17.1
	うち一般行政職	554	85	15.3	27	1	3.7	71	6	8.5	456	78	17.1
(内数)	警察関係	100	1	1.0	0	0		84	1	1.2	16	0	0.0
	教育委員会	100	16	16.0	3	0	0.0	9	2	22.2	88	14	15.9

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率
本庁	計	766	97	12.7	1,689	235	13.9
	うち一般行政職	433	82	18.9	511	184	36.0
支庁・地方事 務所等	計	1,394	279	20.0	2,575	403	15.7
	うち一般行政職	858	224	26.1	681	303	44.5
全体	計	2,160	376	17.4	4,264	638	15.0
	うち一般行政職	1,291	306	23.7	1,192	487	40.9
(内数)	警察関係	717	37	5.2	3,270	265	8.1
	教育委員会	299	103	34.4	178	86	48.3

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	73	11	15.1	157	23	14.6	246	43	17.5
	うち一般行政職	47	9	19.1	85	17	20.0	105	27	25.7
支庁・地方事 務所等	計	77	13	16.9	158	52	32.9	245	75	30.6
	うち一般行政職	45	11	24.4	117	47	40.2	144	66	45.8
全体	計	150	24	16.0	315	75	23.8	491	118	24.0
	うち一般行政職	92	20	21.7	202	64	31.7	249	93	37.3
(内数)	警察関係	40	0	0.0	102	4	3.9	245	26	10.6
	教育委員会	16	4	25.0	29	12	41.4	19	4	21.1

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○						○				
補佐級	○					○	○				
係長級	○					○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験		0	0	
昇格試験		0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全	体	673	220	32.7
	うち上級	396	125	31.6
	うち一般行政職	272	104	38.2
	うち上級	132	47	35.6
	うち警察関係	351	83	23.6
	うち上級	219	49	22.4

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	福岡県男女共同参画センター口		愛称・通称	あすばる	
設置年月日	平成8年11月22日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：816-0804 住 所：福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話番号：092-584-1261 FAX番号：092-584-1262 ホームページ：https://www.asubaru.or.jp				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： クローバープラザ管理運営共同事業体) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ○ その他(公益財団法人福岡県女性財団)				
職 員 数	常勤 14 人、	非常勤 7 人	予算額	令和2年度 35,041	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌発行、「あすばる男女共同参画フォーラム」の開催等) ○ 2. 講座(主な事項： 「あすばるキャリアアップ・カレッジ」、相談員や支援者養成のための各種講座等) ○ 3. 相談事業(主な事項 総合相談、専門相談、メール相談等) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書等の収集、ホームページによる情報提供(女性ロールモデル紹介等)) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 「あすばる男女共同参画フォーラム」の開催等(再掲)) ※ 実施しているもの：○ ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 「あすばるキャリアアップ・カレッジ」(再掲)、女性活躍推進企 業内研修支援) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 女性の社会参画推進のための調査・研究) ○ 10. その他(主な事項： 「ふくおかみらいねっと」、県内男女共同参画センターとの連携によるDV防止キャンペーン、大 学との連携事業、女性団体等のネットワーク形成支援、職員の講師派遣等)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人福岡県女性財団		基金・基本財産額	200,000	千円
設置年月日	平成8年4月1日	出資者	福岡県		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 福岡県男女共同参画推進連絡会議(ふくおかみらいねっと)	加盟団体数	36	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数	約15万	
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: 「ふくおかみらいねっとフォーラム」の開催、DV被害者支援活動)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容 :	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	369,124	356,016	6月補正後の予算
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02067 %	0.01832 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目	○		
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○	
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○		
	⑩ 短時間正社員制度の導入	○		
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞・認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		
	1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	
	3 役員に占める女性割合に関する項目	
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○ ○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○ ○
	9 短時間正社員制度の導入	○ ○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○ ○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞・認証実績(1、2を除く)	
	12 その他	○ ○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	よかばい・かえるばい企業(登録(7、8、9)、「子育て応援宣言企業」登録制度(7、8、9、10、12)、「介護応援宣言企業」登録制度(7、8、9、12))
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	福岡県男女共同参画表彰(4、5、6、7、8、9、10、12)、福岡県子育て応援宣言企業・事業所知事表彰(7、8、9、10、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	福岡県女性の活躍応援協議会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	女性の大活躍推進福岡県会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	福岡県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発	男女共同参画の推進状況、施策に関する報告等 ポスター、リーフレット等の作成、高校生・中学生向けパンフレット配布		3月頃 11月頃
・ 福岡県男女共同参画白書の作成			
・ 女性に対する暴力防止に関する広報			
・ 男女共同参画センター情報事業	ライブラリー、情報誌、ホームページ、ロールモデル紹介等による情報提供		通年
・ あすばる男女共同参画フォーラム	基調講演、活動発表等		2020年11月28日
・ 固定的性別役割分担意識の解消	意識啓発素材(チラシ、動画、WEBページ)の作成、配布		1月頃
2. 表彰	男女共同参画の推進に功績があった者を表彰		2020年11月13日
・ 福岡県男女共同参画表彰			
3. 講座	非正規で働く女性の将来不安を軽減するとともに、仕事に役立つ知識を得ることで、正規雇用への転換や仕事に対する意欲の向上を促す講座	1講座(4回)20人×2	11月以降
・ 女性の仕事と暮らしの応援講座			
・ 婦人相談員への専門研修	婦人保護に関する相談に必要な知識等の習得		通年
・ 経営を支える女性リーダー育成講座	企業において経営的な視点を持ち、意思決定の場に関わっていく女性リーダー育成のための講座		8～12月
・ 若手女性キャリアアップ意識向上セミナー	若手女性のキャリアアップに対する不安感を払拭するためのセミナー		10～11月
・ 育児休業中女性の職場復帰支援講座	育児休業中の女性の職場復帰に対する不安感を払拭するためのセミナー		10～11月
4. 相談事業	総合相談、専門相談、メール相談等		通年
・ 男女共同参画センター相談事業	配偶者等からの暴力に関する相談		通年
・ 配偶者暴力相談支援センター事業	婦人保護に関する相談、一時保護等の実施		通年
・ 婦人相談・保護事業			
5. 情報収集・提供	ライブラリー、情報誌、ホームページ、ロールモデル紹介等による情報提供		通年
・ 男女共同参画センター情報事業(再掲)			
・ 福岡県女性の活躍推進ポータルサイト	女性活躍に関する県内企業の取組、セミナーやイベント情報、県や国の支援施策等の情報提供		通年
6. 苦情処理	審議会内に苦情処理部会設置		その都度
・ 福岡県男女共同参画審議会の設置			
7. 交流促進	基調講演、活動発表等		2020年11月28日
・ あすばる男女共同参画フォーラム(再掲)			
・ 女性活躍交流会議	勉強会、参加者同士の研鑽・ネットワーク構築の契機となる場づくり		その都度
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	各種団体のトップリーダーが集まる研修会等に講師を派遣		通年
・ トップリーダー啓発事業	「福岡県女性の活躍応援協議会」の運営、「よくわかる女性活躍支援の手引き」の配布、企業への研修講師派遣、企業向け専門家派遣、企業における女性の活躍推進補助金、建設業における女性活躍推進のための活動への支援		通年
・ 企業における女性の活躍推進事業	競争入札参加資格加点項目の一つとして「女性の活躍推進」を設定		通年
・ 競争入札参加資格における加点制度			
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究	男女共同参画センターで実施する各種調査・研究等		通年
・ 女性の社会参画推進のための調査・研究	運輸業における現状、課題、ニーズ等の調査を実施		7月～3月
・ 運輸業調査			
11. その他	関係機関との連携強化		未定
・ 配偶者からの暴力防止対策連絡会議	デートDVについて専門知識を持つNPO等の講師を学校に派遣		通年
・ デートDV防止講師派遣事業	「ふくおかみらいねっと」の支援等		通年
・ 女性団体ネットワーク形成支援	県民向け出前講座等へ職員を講師として派遣		通年
・ 職員の講師派遣	性暴力や虐待被害などの困難な状況におかれている若年女性に必要な支援につなぎ、自立を促進		通年
・ 困難を抱える若年女性支援事業	民間シェルターと連携し、一時保護解除後のDV等被害女性の自立を支援		通年
・ DV被害者等自立生活援助事業			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	福岡県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	1	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	4		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 配偶者の出産補助及び会議規則第2条第2項の「その他事故」に相当する理由であれば欠席事由となる。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	福岡県議会会議規則第2条第2項		
条文本文			
議員が、公務、疾病、出産、家族の看護または介護、配偶者の出産補助その他事故のため欠席しようとするときは、第二号様式により、その理由を付して議長に届け出なければならない。散会前に退場する場合も、また同様とする。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
なし			

調査時点コード:

1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成31年4月23日	～	令和4年4月22日
副	知	事	3	人	(女性 1人、	男性	2人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	61	4	6.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	4	6.7	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	11	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	2	40.0	
	2 国土利用計画地方審議会	6	3	50.0	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	27	2	7.4	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	36	14	38.9	
	7 精神医療審査会	20	3	15.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	17	10	58.8	
	9 都道府県医療審議会	29	7	24.1	
	10 准看護師試験委員会	12	7	58.3	
	11 麻薬中毒審査会	5	3	60.0	
	12 地方社会福祉審議会	35	15	42.9	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	24	9	37.5	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	15	5	33.3	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
	16 都道府県農業共済保険審査会	9	4	44.4	
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	11	1	9.1	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	8	2	25.0	
	21 都道府県都市計画審議会	28	4	14.3	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	15	7	46.7	
	24 石油コンビナート等防災本部	35	0	0.0	本部員の80%があて職になっており、関係機関の人事次第であるところが、女性本部員を増やせていない理由。今後、女性本部員を増やせるよう、関係機関へ働きかける。
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	22	5	22.7	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	27	15	55.6	
	32 都道府県固定資産評価審議会	11	7	63.6	
	33 感染症の診査に関する協議会	50	26	52.0	
	34 警察署協議会	383	143	37.3	
	35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	38	3	7.9	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
	40 都道府県職員委員会	5	0	0.0	あて職のため
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	6	2	33.3	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	25	6	24.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
	48 行政不服審査会	9	3	33.3	
	49 福岡県がん登録情報利用等審議会	5	1	20.0	
	合 計	1,075	356	33.1	
	女性委員0の審議会数	2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	21	5	23.8	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	30	6	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		89	19	21.3	
女性委員0の委員会数		3			